

## 鳥取県地方港湾審議会公募委員募集要項

### 1 趣旨

鳥取県が管理する重要港湾及び地方港湾に関する重要事項について、意見を幅広く施策に反映するため、鳥取県地方港湾審議会の委員を募集します。

### 2 募集内容

#### (1) 募集人数

1名

#### (2) 応募資格

委員の公募に応募することができる方は、次のすべての要件を満たす方です。

ア 県内在住の18歳以上の方であること（令和7年4月1日現在）。

イ 県内で平日に開催する委員会に出席できること。

ウ 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しないこと。

エ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。

オ 他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない、又は就任する予定がないこと。

カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

キ 鳥取港等について利活用の面から助言ができること。

#### (3) 応募方法等

所定の申込書に、氏名、性別、職業、生年月日、住所、電話番号、応募の動機を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参等によって提出してください。なお、申込書の様式については、鳥取県県土整備部空港港湾課のホームページ（URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/29953.htm>）からダウンロードできます。

#### (4) 選考方法

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

#### (5) 募集期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月17日（金）午後5時（必着）

#### (6) その他

ア 応募で提出された書類については、公募委員の決定のみに使用し、これ以外の目的では使用しません。

イ 提出された資料については返却しません。

ウ 委員に就任した場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らす、又は自己の利益のために使用することを禁止します。その職を退いた場合も同様とします。

エ 委員に就任した場合、氏名等を公表する場合があります。

### 3 応募・問い合わせ先

〒680-8570

鳥取市東町1-220

鳥取県県土整備部河川港湾局港湾課港湾担当

電 話 0857-26-7312

ファクシミリ 0857-26-8310

電子メール kouwan@pref.tottori.lg.jp

### 4 委員会の概要

- (1) 審議事項 鳥取県が管理する重要港湾及び地方港湾に関する重要事項
- (2) 構成 委員10人程度(学識経験者、港湾関係者、関係行政機関の職員、公募委員)
- (3) 開催回数 1～2回程度
- (4) 任期 任命の日から2年間
- (5) その他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。